

「古民家対象事業」
古民家再生・活用モデル事業
募集要項（第11期）



令和5年4月
小松市都市創造部まちデザイン課

1. 事業の目的と概要

(1) 募集の目的

店舗、宿泊施設、工房、集会場等に改修したモデルケースとなる古民家を整備し、実際に見学、体験してもらうことを通じて、古民家の魅力を発信し、古民家の所有者、事業者、小松市との協働による地域交流の拠点づくりを目的とする。

(2) 事業の概要

①事業について

(事業名)

古民家再生・活用モデル事業

(対象地域)

- ・ 景観まちづくり重点地区及び伝統的景観重点地区を除く市内全域
- ・ なお対象地域の詳細については、まちデザイン課までお問い合わせください。

(対象となる古民家)

対象区域内にあるおおむね昭和30年代以前に建てられた建物で、伝統的木造建築技術により建設された住宅であり、現在、空き家となっているもの。

(なお築年が条件に満たない場合でも古民家の建築様式等を保っているものは対象とすることがあります。)

伝統的木造建築技術とは以下の1～5の全てを満たすもの。

1. 軸組構法で造られた建築物
2. 接合金物に頼らない伝統的な継ぎ手・仕口を用いた建築物
3. 筋交い等の斜材を多用せず「貫」を用いた建築物
4. 主要な壁は土塗り壁等の湿式工法を用いた建築物
5. 屋根は和瓦又は茅葺き等伝統的素材を用いた建築物

(改修後の用途)

店舗、宿泊施設、工房、集会場等

(募集件数)

「伝統的まちなみ景観向上事業」と合わせて1件程度

②助成額について

対象となる事業の工種、補助対象経費、補助率、限度額は以下の通りです。

工種	補助対象経費	補助率	限度額
実施設計 (耐震診断費含む)	古民家の外観修復・内部改修・構造補強に伴う実施設計	1 / 2	30万円
外観修復	外観の補強工事及び伝統的な建築形態を維持又は回復するための工事（漆喰等の伝統的な素材を用いたものに限る）	1 / 2	90万円
内部改修及び 構造補強	・地域交流に資する施設への内部改修工事に係る経費 ・耐力上必要な主要構造部（柱・梁・筋交い、基礎等）の補強工事や構造物の維持に必要な防腐・防蟻工事	1 / 2	180万円

設計及び施工にあたり、市外業者を元請にした場合、限度額は上記の半額となります。

③事業の条件について

- ・改修後の一定期間、広く一般に公開すること。
- ・名称、所在地、改修工事の概要、活用計画の概要等の公開に同意がいただけること。
- ・助成対象建築物を適切に維持管理していただけること。
- ・古民家の継承、活用の取組に対して積極的に協力していただけること。
- ・15年間は、市長の承諾なしで補助金交付の目的に反して使用することや譲渡、交換、担保提供をしないこと。（小松市と協定を締結します）
- ・過去に小松市の補助により改修を行った物件は対象外とします。
- ・その他、次章以降の留意事項の条件をすべて満たすことが必要です。

2. 事業者の募集

(1) 募集、選定手順

事業者は、個人、法人を問いません。募集、選定手順は下記のとおりとします。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	
参加申し込み		←→								
資格審査		←→								
参加資格者決定・通知※1			●							
事業提案書提出				←→						
事業者選定					●					
事業者決定					●					
基本協定書締結					●					

※1 申し込み受付後、後日、参加資格決定通知書を送付します。

通知書受理後、事業提案書を提出して下さい。

(2) 応募者の資格

① 応募者の資格

- ①古民家を所有する小松市在住の個人又は法人
- ②古民家を借家する小松市在住の個人又は法人
- ③古民家を所有する小松市以外に在住の個人又は法人
- ④古民家を借家する小松市以外に在住の個人又は法人

ただし、参加申し込み提出日までに、納期限の到来した税金を完納していること。

② 応募の制限

- ・古民家再生・活用モデル事業選考委員会の委員並び委員自らが主宰し又は役員として関係する営利法人、その他の営利組織及当該組織に所属する者は応募することができません。
- ・「伝統的まちなみ景観向上事業」と合わせて、同一の応募者が2件以上の応募をすることはできません。

(3) 応募の方法

応募者は、参加申込書及び下記に示す参加資格を証する書類を、期間内に提出してください。

① 提出期間

令和5年4月20日(木)～令和5年6月9日(金) 当日消印有効

② 提出先

小松市都市創造部まちデザイン課
〒923-8650 小松市小馬出町91番地
TEL : 0761-24-8099

③ 提出書類

- ・参加申込書【別紙様式第1号】
- ・納税証明書

区 分	提出する納税証明書	●国税は、法人：「法人税」と「消費税及び地方消費税」、個人：「申告所得税」と「消費税及び地方消費税」（その3の3様式） ●県税は、第24号の2様式（その3）
市内在住	市税・県税・国税	
県内在住	県税・国税	
県外在住	国税	

- ・納税証明書は、それぞれの発行官公署等において定めた様式（国税：その3の2様式（個人）もしくはその3の3様式（法人） 県税：第24号の2様式（その3））で、未納税額が無い旨の証明書
- ・納税証明書は写しでも可ですが、証明日・証明印のわかるもの。
- ・小松市税の納税証明書については、税務証明書交付申請書で請求してください。

（税務課、南支所又は駅前行政サービスセンターで交付[完納証明書]証明手数料1部につき300円）

※「3. 事業提案書」の提出に関しての諸条件がありますので、条件を満たすことを申込の際にご確認ください。

④ 提出部数 各1部

(4) 参加資格者の決定

参加申込書を提出した応募者に対し、提出書類に基づき応募の参加資格の有無を審査したうえで、後日、結果を文書により通知します。

3. 事業提案書の提出

(1) 事業提案書の提出

参加資格者は、参加資格決定通知受理後に事業提案書類を下記の内容に従い提出して下さい。なお、書類の提出は直接持参または郵送（書留）して下さい。

① 提出期限（予定日）

令和5年7月21日(金) 当日消印有効

② 提出先

小松市都市創造部まちデザイン課
〒923-8650 小松市小馬出町91番地
TEL : 0761-24-8099

③ 提出書類

- ・ 事業提案申込書【別紙様式第2号】
- ・ 改修計画等概要説明書【別紙様式第3号】
- ・ 応募者が改修計画を表現できると思う図面（見取り図、平面図、立面図等）で可。
- ・ 現況写真（外部、内部改修しようとする箇所を写したもの）
- ・ 土地、建物登記簿謄本
- ・ 借家人が応募する際は、改修に対する建物所有者の同意書
- ・ 工事費概算見積書（補助対象別の内訳がわかるもの）

④ 提出部数

2部（正本1部，副本1部）

⑤ ヒアリング等

事業提案書の内容について、審査の過程で現地調査やヒアリングを行う場合があります。

⑥ 応募の辞退

事業提案書提出後の応募の辞退は書面にて提出して下さい。

（２）選定及び決定

小松市が設置する古民家再生・活用モデル事業選考会は、参加申込書や事業提案書により参加資格者の中から事業者を選定します。小松市は、選定結果に基づき事業者を決定し協定書を締結します。

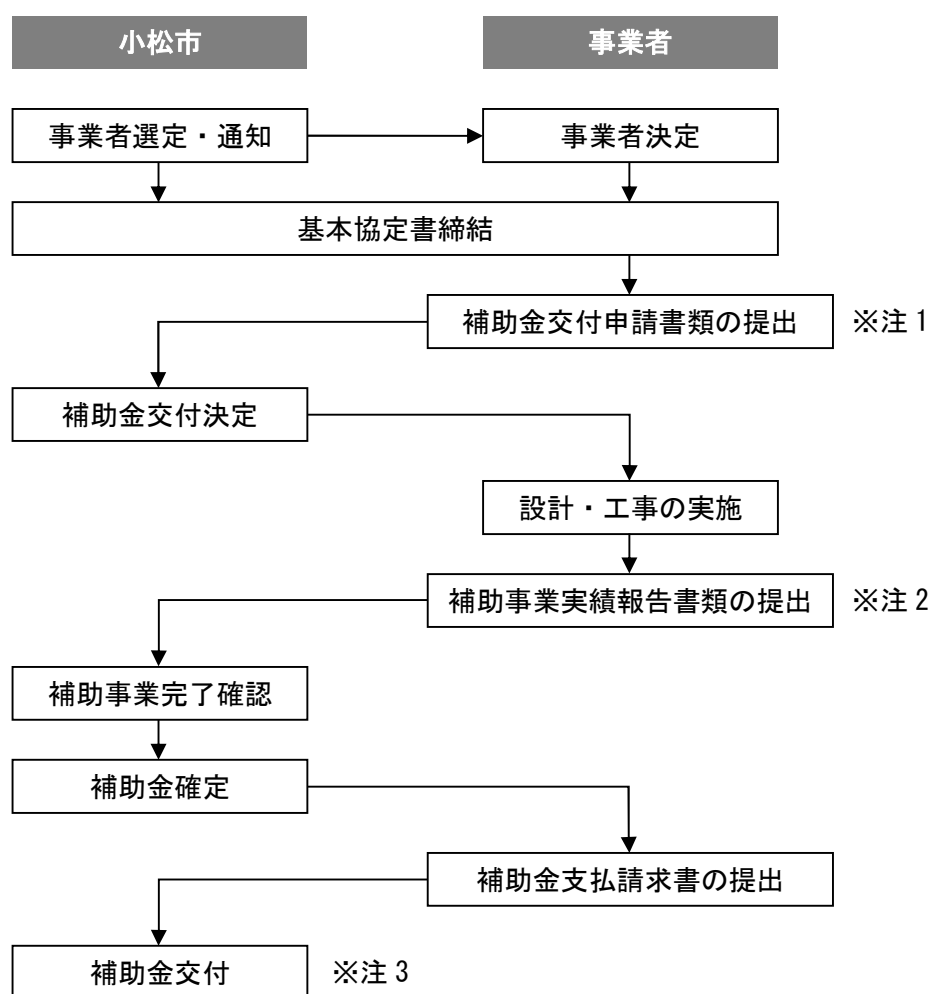
（３）留意事項

- ①提出された事業提案書の差し替え又は再提出は認めません。
- ②参加申し込み及び応募に要した費用は、全て応募者の負担とします。
- ③提出書類及び資料は返却しません。
- ④関係法令や本市のまちづくりに関する条例等の規定に基づく必要な措置を講ずるための指導又は勧告に従わない者で、当該指導又は勧告に従わないことにつき正当な理由がないと市長が認める者は補助金を交付できません。

(4) 補助金の交付について

- ①古民家再生・活用モデル事業補助金交付要綱に基づき交付いたします。
- ②補助金交付申請書に基づき補助金の交付予定額を決定し、文書でお知らせします。このため、交付決定の後でなければ、工事に着手することはできません。また、交付決定後の補助対象工事内容の変更は原則認めません。
- ③補助金の交付は工事完了後となります。

(補助の流れ)



※注 1 補助金交付申請書に位置図、設計図、見積書、現況写真を添えて申請してください。

※注 2 補助事業実績報告書に完成写真、工事施工業者から補助事業者宛の請求書の写し及び工事施工業者への振込書の写しまたは工事施工業者の領収書の写し、賃貸借契約書を添えて提出してください。

※注 3 補助金の交付までのすべての手続きを年度内に行うため、年度をまたいでの工事は受け付けできません。